

障害者の方に対する 自動車税・自動車取得税の減免のお知らせ

奈良県
平成22年6月1日現在

奈良県では、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（障害等について一定の要件があります。）の日常生活に不可欠な生活手段となっている自動車について、自動車税・自動車取得税の減免を実施しています。

【減免の対象となる自動車】

- ・障害者の方が所有する自動車で、次のいずれかに該当するものに限ります。
 - ① 障害者の方が自ら運転する自動車
 - ② 障害者の方と生計を一にする方が運転し、専ら障害者の方のために継続的に使用される自動車
 - ③ 障害者の方を常時介護する方が運転し、専ら障害者の方のために継続的に使用される自動車（障害者の方のみの世帯（単身含む）の場合に限る）
- ・減免できる自動車は、**障害者の方1人について1台（軽自動車を含む）**です。
- ・障害者の方が自ら運転する以外は、自動車の使用目的は専ら障害者の方の通学（園）、通院、通所等のためのものです。また、減免できる自動車は**自家用自動車**に限ります。（営業用自動車は減免はできません）
- ・既に自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方が、新たな自動車又は軽自動車について減免を受けようとする場合は、減免を受けている自動車等（他府県ナンバーを含む）を新たな減免申請手続きの時までに、抹消登録（廃車）又は移転登録（名義変更）をしなければ、新たな減免を受けることができません。

【減免申請に必要な書類等】

・○印は、申請に必要なもの

必 要 書 類	障害者本人運転	生計同一の家族運転	常時介護者の運転	
(ア) 減免申請書	○	○	○	
(イ) 手帳（原本） ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・戦傷病者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 及び 自立支援医療受給者証	○	○	○	
(ウ) 運転免許証（写しの場合は表・裏） 運転する方の免許証に手動アクセル・手動ブレーキ等の車の改造を必要とする条件が附いているときはその部分の改造の確認をしますので、自動車を持ち込んでいただくか、改造部分及び車体番号部分の写真を添付してください。	○	○	○	
(エ) 自動車検査証（車検証）	減免を受ける車	○	○	○
	（車を乗り換える場合） 既に減免を受けている車の抹消登録証明書、又は名義変更後の車検証が必要です。	○	○	○
(オ) 生計同一証明書（証明書の有効期限は1ヶ月） 家族の方が運転する場合に必要となります。証明書は事前に発行窓口（福祉事務所・町村の福祉担当課又は保健所）にお問い合わせください。		○		
(カ) 常時介護証明書（証明書の有効期限は1ヶ月） 常時介護される方が運転される場合に必要となります。証明書は事前に発行窓口（福祉事務所・町村の福祉担当課又は保健所）にお問い合わせください。			○	
(キ) 印鑑（認め印） （「減免申請者＝納税義務者」の方の印鑑）	○	○	○	

- ・自立支援医療受給者証は写しでも可。
- ・手帳・免許証の住所が現住所と異なる場合は、住民票等住所が確認できる書類が必要です。

【減免対象自動車の所有者・使用者】

(1)障害者本人運転の場合は、「障害者本人」を「所有者・使用者」に登録してください。

車 検 証	⇒	所有者	障害者本人
		使用者	障害者本人

(2)家族運転の場合は、「生計同一証明書に記載されている運転者（a）」を「使用者」として登録することもできます。

車 検 証	⇒	所有者	障害者本人	又は	所有者	障害者本人
		使用者	障害者本人		使用者	運転者（a）

(3)常時介護者の運転の場合は、「常時介護証明書に記載されている運転者（b）」を「使用者」として登録することもできます。

車 検 証	⇒	所有者	障害者本人	又は	所有者	障害者本人
		使用者	障害者本人		使用者	運転手（b）

(4)「所有権留保（割賦販売）車」の場合は、「障害者の方」を「使用者」に登録してください。

車 検 証	⇒	所有者	車販売店・信販会社
		使用者	障害者本人

(5)18才未満の障害者の方、療育手帳をお持ちの方、又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で自立支援医療受給者証を受けている方の場合、「障害者の方と生計を一にする方」を「所有者」として登録することもできます。

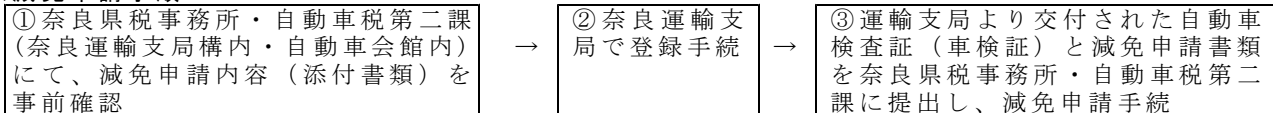
【減免申請手続】

既に車検証の名義が【減免対象自動車の所有者・使用者】に該当している自動車で、障害の区分が【減免できる範囲】である場合は、必要な書類を揃えてお近くの県税事務所にて当該車の自動車税の減免申請手続を行ってください。その場合、減免申請する方がその年度の納税義務者の場合は、申請月の翌月から減額となります。なお、既に当該車の自動車税を完納しているときは、月割りで還付となります。

なお、新たに自動車を取得される場合は、奈良運輸支局で「新車新規登録」「中古車新規登録」等の登録をする前に、奈良県税事務所自動車税第二課にて下記の減免申請手順（①→②→③）により自動車税・自動車取得税の減免申請手続を行ってください。

また、「管轄変更（転入）登録」「移転登録」等で自動車税・自動車取得税が登録時に課税されない場合においても翌年度以降の自動車税の減免申請は受け付けます。（なお、この時に提出されない場合は翌年度の自動車税の納期限の前日までにお近くの県税事務所にて自動車税減免申請を行ってください。）

※減免申請手順



【その他の減免】

- ・専ら障害者の利用のため特別な装置（車いすの昇降装置、固定装置、浴槽等）を備えた自動車。
- ・自動車検査証の「車体の形状」欄に『**車いす移動車（身体障害者輸送車）**』、『**入浴車**』と記載されている特殊用途自動車（8ナンバー車）をいいます。
- ・奈良運輸支局で登録する際、奈良県税事務所・自動車税第二課で自動車税・自動車取得税の減免申請の手続を行ってください。

【次年度以降の申請手続等】

現在減免を受けている自動車については、毎年7月初旬「減免更新申請・申告書」を送付していますので、「減免更新申請・申告書」と「必要書類(変更がある場合)」を奈良県税事務所・自動車税第一課へ提出期限までに必ず提出してください。なお、提出がなければ課税となり、税金を納めていただくこととなります。

また、減免の要件に該当しなくなったとき（例。等級変更等）や申請した内容（例。住所変更等）に変更があったときには、奈良県税事務所・自動車税第一課へすみやかに申告してください。

【車検を受けるとき】

継続用の自動車税納税証明書が必要な場合は、奈良県税事務所等お近くの県税事務所《所在地等は自動車税に関する問い合わせ先を参照》までお問い合わせの上、交付請求してください。

平成18年4月1日以降に管轄変更（転入）や移転登録により、他都道府県ナンバーから奈良県ナンバーに変わっても、月割課税を行わないことになりました。

それにより、新しい所有者に対しての納税義務は翌年度からとなりますので、減免措置も同様に翌年度からの適用となります。

【 減免できる範囲 】

○ 身体障害者（身体障害者手帳の交付を受けている方）の障害の区分	障 害 の 級 別		
	本 人 運 転	生計同一の家族運転	常時介護者の運転
視覚障害	1級～4級	1級～4級	1級～4級
聴覚障害	2級・3級	2級・3級	2級・3級
平衡機能障害	3級	3級	3級
音声機能障害（無喉頭） （喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限りです）	3級	—	—
上肢不自由	1級・2級	1級・2級	1級・2級
下肢不自由	1級～6級	1級～3級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	1級・2級
	移動機能	1級～6級	1級～3級
心臓機能障害	1級・3級	1級・3級	1級・3級
じん臓機能障害	1級・3級	1級・3級	1級・3級
呼吸機能障害	1級・3級	1級・3級	1級・3級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級・3級	1級・3級	1級・3級
小腸の機能障害	1級・3級	1級・3級	1級・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級	1級～3級
肝臓機能障害	1級～3級	1級～3級	1級～3級

※二つ以上の部位に障害がある場合は、いずれかの部位の障害が「減免できる範囲」の級別に該当していることが必要です。

※同一の部位に重複して障害がある場合は、手帳交付先の福祉事務所にてその部位の合計した等級を確認してください。例。膝関節機能障害と股関節機能障害がある場合の、下肢不自由の等級

○知的障害者の方の障害の区分

療育手帳をお持ちの方	A 1（最重度） ・ A 2（重度） *ただし、A（重度）と記載されているものも同様とする。
------------	---

○精神障害者の方の障害の区分

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で 通院医療費の公費負担を受けている方	1 級 （自立支援医療受給者証（精神通院）を受けている方に限りです。）
---	--

○戦傷病者の方の障害の区分

戦傷病者手帳をお持ちの方	減免のできる障害の程度は奈良県税事務所・自動車税第一課 あてお問い合わせください。
--------------	--

※複数の手帳の交付を受けている場合は、全ての手帳を提示してください。

《生計同一証明書・常時介護証明書の発行窓口》

お住まいの 市 町 村	身体障害者手帳 療 育 手 帳 をお持ちの方		精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 をお持ちの方		戦傷病者手帳 をお持ちの方
奈良市	奈良市福祉事務所	0742(34)1111	奈良市障がい福祉課	0742(34)1111	県庁 福祉政策課 0742(22)1101 (代)
大和郡山市	大和郡山市福祉事務所	0743(53)1151	大和郡山市厚生福祉課	0743(53)1151	
天理市	天理市社会福祉事務所	0743(63)1001	天理市社会福祉課	0743(63)1001	
生駒市	生駒市福祉事務所	0743(74)1111	生駒市健康課	0743(74)1111	
山辺郡山添村	山添村保健福祉課	0743(85)0045	同左		
生駒郡平群町	平群町福祉課	0745(45)1001	同左		
〃 三郷町	三郷町福祉政策課	0745(73)2101	同左		
〃 斑鳩町	斑鳩町福祉課	0745(74)1001	同左		
〃 安堵町	安堵町健康福祉課	0743(57)1590	同左		
大和高田市	大和高田市社会福祉事務所	0745(22)1101	大和高田市社会福祉課	0745(22)1101	
橿原市	橿原市福祉事務所	0744(22)4001	橿原市在宅支援課	0744(22)4001	
五條市	五條市福祉事務所	0747(22)4001	五條市社会福祉課	0747(22)4001	
御所市	御所市社会福祉事務所	0745(62)3001	御所市福祉課	0745(62)3001	
香芝市	香芝市福祉事務所	0745(79)7151	香芝市社会福祉課	0745(79)7151	
葛城市	葛城市福祉事務所 當麻庁舎 新庄庁舎	0745(48)2811 0745(69)3001	葛城市社会福祉課	0745(48)2811	
高市郡高取町	高取町住民福祉課	0744(52)3334	同左		
〃 明日香村	明日香村住民課	0744(54)2001	同左		
北葛城郡上牧町	上牧町福祉課	0745(76)1001	同左		
〃 王寺町	王寺町福祉介護課	0745(73)2001	同左		
〃 広陵町	広陵町福祉課	0745(55)4010	広陵町保健衛生課	0745(55)6887	
〃 河合町	河合町健康福祉課	0745(57)0200	同左		
桜井市	桜井市社会福祉事務所	0744(42)9111	桜井市社会福祉課	0744(42)9111	
宇陀市	宇陀市福祉事務所	0745(82)8000	宇陀市福祉課	0745(82)2236	
磯城郡川西町	川西町健康福祉課	0745(44)2211	同左		
〃 三宅町	三宅町健康福祉課	0745(43)3580	同左		
〃 田原本町	田原本町健康福祉課	0744(34)2098	同左		
宇陀郡曾爾村	曾爾村住民生活課	0745(94)2101	同左		
〃 御杖村	御杖村保健福祉課	0745(95)2828	同左		
吉野郡吉野町	吉野町健康福祉課	0746(32)8856	同左		
〃 大淀町	大淀町福祉課	0747(52)5501	同左		
〃 下市町	下市町住民福祉課	0747(52)0001	同左		
〃 黒滝村	黒滝村保健福祉課	0747(62)2031	同左		
〃 天川村	天川村住民課	0747(63)9110	同左		
〃 野迫川村	野迫川村住民課	0747(37)2101	同左		
〃 十津川村	十津川村福祉事務所	0746(62)0001	十津川村住民課	0746(62)0001	
〃 下北山村	下北山村保健福祉課	07468(6)0015	同左		
〃 上北山村	上北山村保健福祉課	07468(3)0380	同左		
〃 川上村	川上村住民福祉課	0746(52)0111	同左		
〃 東吉野村	東吉野村住民福祉課	0746(42)0441	東吉野村税務保険課	0746(42)0441	

《自動車税に関する問い合わせ先》

名 称	所 在 地	電 話 番 号
奈良県奈良県税事務所 (自動車税第一課)	〒630-8131 奈良市大森町57の12 (奈良総合庁舎内)	0742(26)1177
(自動車税第二課)	〒639-1037 大和郡山市額田部北町981の8 (自動車会館内)	0743(57)0300
奈良県高田県税事務所	〒635-8525 大和高田市大中98の4 (高田総合庁舎内)	0745(22)1701 (代)
奈良県桜井県税事務所	〒633-0062 桜井市粟殿1000 (桜井総合庁舎内)	0744(43)3131 (代)
奈良県吉野県税事務所	〒639-3111 吉野郡吉野町上市133 (吉野町中央公民館内)	0746(32)2687

※自動車取得税については奈良県税事務所・自動車税第二課へ、軽自動車税については各市町村の税務担当課へお問い合わせください。